酒田市監査委員 大石 薫 様酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和4年12月21日付監発第81号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

記

| 課名 | 監査結果 | | 措置内容 |
|-----|------|-----------------------|--------------------|
| 福祉企 | 指摘 | 【支出事務】 | 給付の口座データについては、システ |
| 画課 | 事項 | 〇住民税非課税世帯に対する臨時特 | ムから抽出する際にシステム開発業者 |
| | | 別給付金を二重振込したもの | と抽出条件等を十分に打ち合わせする |
| | | 臨時特別給付金のシステムから口 | とともに、業者立会いの下、二重に抽出 |
| | | 座データを出力する際、本人が希望し | されていないかテスト、チェック行い、 |
| | | た振込先口座のほかに、利用履歴のあ | 適正な事務執行に努めている。 |
| | | る別口座も抽出され、1 世帯 10 万円支 | |
| | | 給のところ、5世帯にそれぞれ20万円 | |
| | | を支給していた。 | |
| | | 二重に支払った 50 万円(10 万円× | |
| | | 5世帯)については、全額返納してい | |
| | | ただいているが、今後、このような誤 | |
| | | りがないよう業者に委託したシステ | |
| | | ムの検査方法について検討すること。 | |
| 福祉企 | 指摘 | ○支払が7か月遅延したもの | 請求書を迅速に受領処理するため、係 |
| 画課 | 事項 | 福祉課で所管する公用車の廃車手 | 内、課内の会議等で定期的に請求書の処 |
| | | 続に係る一時抹消手数料9,150円につ | 理漏れがないか確認することとし、チェ |
| | | いて、業者から令和3年8月25日付 | ック体制を強化した。 |
| | | けの請求書(支払期限:令和3年9月 | |

8日)が届いていたものの、長期間支 出事務がなされずに他の書類に紛れ ていたことが年度末の書類整理で判 明し、令和4年4月8日に支払期限か ら7か月遅れで支払いをしていた。

その際、「政府契約の支払遅延防止 等に関する法律」第8条の規定による 遅延利息100円(年2.5%)が生じ、 支出科目を新設し流用により対応し ていた。

請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。

健康課 注意

【事務事業】

事項

- ○郵便切手の出納及び保管が適切で ないもの
- 〇出納員、会計職員の委任手続が行わ れていないもの

新型コロナウイルスワクチン接種 に毎月末の決裁 対策室の郵便切手受払簿について、令 ことを記載した。 和3年4月から予備監査時(令和4年 委任手続きにつ 9月)まで毎月末で決裁を受けていな 4日付けで「酒田かった。また、令和3年度末切手残高 属する事務を出納 55,736円分のうち、12,870円分が令 委任された出納り 和4年度の郵便切手受払簿に引き継 を会計職員への記 がれていなかった。 い、新型コロナウ

所管の郵便切手及び葉書の出納及 び保管については、「酒田市会計管理 者の権限に属する事務を出納員へ、会 計管理者から委任された出納員の権 限に属する事務を会計職員への委任」 に基づく委任を受けている出納員、会 計職員が行うことになっているが、委 任を受けている職員を確認すること ができなかった。また、財務規則第113 条第2項第4号「非常事態発生のため 直接購入を適当と認めるもの」とし て、物品(庁用器具購入費)を直接購

郵便切手受払簿については、令和4年 10月以降、毎月末に決裁を受けることに 改めるとともに、次年度への引継ぎを適 切に行うよう担当職員に対し周知徹底 を図った。再発防止策としては、受払簿 に毎月末の決裁と引継ぎが必要である ことを記載した。

委任手続きについては、令和5年1月 4日付けで「酒田市会計管理者の権限に 属する事務を出納員へ、会計管理者から 委任された出納員の権限に属する事務 を会計職員への委任」の一部改正を行 い、新型コロナウイルスワクチン接種対 策室の事務の実情に合わせた。 入しているが、物品の出納及び保管に ついても委任を受けている職員を確 認することができなかった。 事務の実情に合うよう出納員、会計

職員の委任手続を行い、郵便切手の出 納及び保管、物品の出納及び保管を適 切に行うこと。

健康課 注意

【支出事務】

事項 ○支出の決裁が正当な権限者により 行われていないもの

令和4年度の新型コロナウイルス ワクチン接種対策室予算の支出伝票 について、財務会計システムの決裁が 課長の決裁区分では、健康課長、新型 コロナウイルスワクチン接種対策主 幹、部長共通の決裁区分では、健康福 祉部調整監、健康福祉部長のものがあ った。財務会計システムの決裁ルート の設定によるものであるが、支出の決 裁の正当な権限者が確認できない。

予算執行について、権限者を明確に して決裁をすること。

新型コロナウイルスワクチン接種に 関する予算は、特定事務に該当すること から、市事務決裁規程に基づき、財務会 計システムの決裁ルートについて、課長 共通の決裁権限者は新型コロナウイル スワクチン接種対策主幹、部長共通の決 裁権限者は健康福祉部調整監に統一す るよう改めた。

健康課 注意

事項

○支払事務が遅延していたもの

接種委託料の支払いについて、契約書 では請求書及び予診票の審査を終え た月の翌月末日までとなっているが、 請求書を受理しているにもかかわら ず、予診票をファイリングボックスへ 保管する際に請求書も一緒に保管し ていたもの、医療機関からの連絡で未 処理であることが判明したものにつ いて、支払期限内に支払いをしていな かった。

請求書の適正な管理を行い、期限内 に支払えるよう事務を改善すること。

医療機関から受理した請求書は、届い 新型コロナウイルスワクチン個別した都度共有リスト化し、支払担当者と予 診票確認担当者が、処理段階の確認を定 期的に行いながらチェックする体制を 作り、支払事務の漏れや遅延が発生しな いようにした。

| 健康課 | 注意 | 【現金の保管状況】 | 指摘の現金については、当時在籍して |
|-----|----|------------------------|---------------------|
| | 事項 | ○現金の管理が適切でないもの | いた職員に確認を行ったところ、公金で |
| | | 担当課が管理している耐火金庫の | はないことが判明したため、会計処理は |
| | | 中に、現金 1,170 円入りの封筒が保管 | 不要と判断した。 |
| | | されており、保管の理由・経緯が不明 | 現金の管理について、公金以外の現金 |
| | | の状態で職員間の引き継ぎもないま | を耐火金庫に入れないことを職員内で |
| | | まになっていた。 | 周知徹底するとともに、現金の管理台帳 |
| | | 2年前にも経緯が不明の2万円入り | を作成し、定期的に確認を行うなど適切 |
| | | の封筒が金庫に保管されていたが、改 | に管理するよう改めた。 |
| | | 善されていない。 | |
| | | 早急に実態を解明し、本来の帰属先 | |
| | | を特定した上で、適切に会計処理する | |
| | | こと。 | |
| 健康課 | 注意 | 【過年度未収金の債権管理】 | 旧八幡病院の診療費の未収金につい |
| | 事項 | ○債権管理が適切に行われていない | て、納税課滞納整理室と相談を行い、今 |
| | | もの | 後の徴収事務の教示を受けた。3名のう |
| | | 旧八幡病院使用料について、予備監 | ち既に亡くなっている2名については、 |
| | | 査時に提出された未収金整理簿の最 | 相続人調査を実施し、相続人への催告ま |
| | | 終記録は令和2年9月30日となって | たは債権放棄の手続きを進める。転出し |
| | | おり、令和3年度、令和4年度に催告 | た1名については催告や臨戸において |
| | | など債権の収納促進を行っていなか | 支払いを促すなど、適切な管理に努め |
| | | った。 | る。 |
| | | 債権の管理を適切に行うこと。 | |
| 国保年 | 注意 | 【収入事務】 | 監査後、速やかに過月分の調定処理を |
| 金課 | 事項 | ○調定が行われていないもの | 行った。今回の注意事項を係内で共有 |
| | | 後期高齢者医療保険料の督促手数 | し、毎月の月次処理のタイミングで声掛 |
| | | 料及び延滞金について、令和4年4月 | けを行うこととし、10月分以降について |
| | | から 9 月までの期間に督促手数料 | は月末毎に調定の起票を行っている。 |
| | | 36,820円、延滞金68,700円の収入が | |
| | | あるが、それらに係る調定が行われて | |
| | | いなかった。 | |
| | | 令和4年度経理担当者マニュアル | |
| | | には、調定の時期は、その収入に対す | |
| | | る請求権が生じたときに、その都度直 | |
| | | ちに行わなければならないとされて | |
| | | いるため、調定の起票を適正に行うこ | |
| | | と。 | |

子育て 指摘 【契約】 11月16日に監査結果についての 支援課 事項 ○予定価格を超えた金額で契約を締 打ち合わせを行い、指摘事項等の確認及 び事務改善について協議した。 結していたもの 見積額が予定価格を超過したが、少額 児童手当規則改正通知封入封緘用 窓あき封筒作成及び封入封緘業務委 | であったため他の支出抑えることで賄 託について、仕様書の認定伺の予定価 えると考え、そのまま委託契約をしたも 格は145,800円(税抜)となっている のである。僅かでも予定価格を超過した が、設定した予定価格を超えた 場合は契約事務を継続できず、再度見積 146,200円(税抜)で相手方を決定し、 書を徴取しなければならないことを契 契約を締結していた。 約検査課関係掲示板等で確認した。今後 本来であれば、再度見積書を徴取す は適正な事務執行の徹底に努める。 る必要があったにもかかわらず、見積 書を徴取していなかったので、今後は 適正な事務執行をすること。 子育て 11月21日付で一時預かり事業及 注意 【収入事務】 支援課 事項 ○納入の通知及び納期限の設定が適 び時間延長型保育サービス事業におい て、利用翌月の末日を納期限とするよう 正でないもの ○前年度の監査において口頭注意さ 要綱の改正を行った。 れていたが、改善を行っていないも 今後は、各実施要綱に基づき適正な徴 の 収事務を行っていく。 保育園における一時預かり及び延 長保育の費用負担に係る納入通知書 については、一時預かり事業実施要 綱、時間延長型保育サービス事業実施 要綱に特別な定めがないにもかかわ らず、財務規則に定める調定から 15 日以内の納期限を超える利用月の翌 月の月末を納期限としていた。 また、令和4年度経理担当者マニュ アルには、調定の時期は、その収入に 対する請求権が生じたときに、その都 度直ちに行わなければならないとさ れているが、利用月の翌月の10日頃 になされていた。 これらの事業に係る徴収事務の運 用について整理し、適正に事務執行す ること。

子育て注意支援課事項

【支出事務】

○支払事務の遅延により延滞金が発 生したもの

令和2年度児童扶養手当給付費国 庫負担金交付額確定に伴う返還金に ついて、令和4年1月20日付け確定 通知書を1月24日に収受し、超過交 付額592,250円を令和4年3月31日 までに返還することとなった旨把握 していたが、県からの納付書の送付を 確認できなかったことを理由に支払 いをせずにいたところ、県ではすでに 送付したとのことだったため、結果的 に再発行を依頼し、返還期限から18 日経過後に支払いをしていた。

その際、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第19条第2項の規定による延滞金3,198円(年10.95%)が生じ、支出科目を新設し流用により対応していた。

確定通知書で返還期限を把握していたのであれば、県に納付書の送付を確認すれば支払遅延することはなかった。適正な事務執行をすること。

11月16日に監査結果についての 打ち合わせを行い、指摘事項等の確認及 び事務改善について協議した。

令和2年度児童扶養手当給付費国 庫負担金交付額確定に伴う返還金に ついて、令和4年1月20日付け確定 通知書を1月24日に収受し、超過交 付金等に対して償還金が生じていない 付額592,250円を令和4年3月31日 までに返還することとなった旨把握 は無いのですることで、支払い遅延を招いたもので ある。今後は、国や県からの負担金、交 付金等に対して償還金が生じていない か、担当以外の職員もチェックに加わる ようにすることで再発を防いでいく。